

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2020/05/22	2022/01/18	石油給湯機	岡山県						石油給湯機付近から異音が生じて出火し、焼損した。(事故発生地:岡山県)	事故品は長期使用(17年)であり、電装基板の劣化による電磁弁の閉弁遅れで燃料がノズルから滴下して内部に溜まり、燃焼時の熱で燃料が気化してバーナーの炎が引火したものと推定される。	
2020/05/10	2022/01/18	石油ファンヒーター(開放式)	静岡県					○	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○火災発見時、当該製品の後側が燃えていたとの申出内容であった。○当該製品は著しく焼損していたが、背面側の塗装は残っており、電源コード、電源プラグ及び対流用ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに変形はなく、口金は閉まっていた。○制御基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められず、油受皿に油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2020/05/05	2022/01/18	石油給湯機	山形県					○	石油給湯機を点火したところ、異音が生じて出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:山形県)	事故品は、長期使用(23年)であり、1年前から警報音を伴う安全装置の作動によって頻りに停止していたが、被害者が毎回リセットして使用を継続したため、異常燃焼による炎が漏れて延焼したものと推定され、経年劣化と判断する。<事業者の見解>事故品は、1年前から警報音を伴う安全装置の作動によって頻りに停止していたが、被害者が毎回リセットして使用を継続したため、異常燃焼による炎が漏れて延焼したものと推定され、誤使用が原因と判断する。なお、取扱説明書には「異常があれば使用を中止する。」旨、記載している。	
2020/05/02	2022/01/18	石油ふろがま(給湯機能)	宮城県						使用中の石油ふろがま付近から異音が生じて出火し、焼損した。(事故発生地:宮城県)	事故品の内部に出火の痕跡は認められず、事故品の外部に設けられた給水及び給湯配管の凍結防止ヒーターに電源コードの溶融痕が認められたことから、外部からの熱で保温材が発火し、送油管のリング接続継手樹脂が溶融して油が漏れ、気化した油に引火してケーシングを焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2020/04/30	2022/01/18	石油ふろがま	長野県					○	石油ふろがまから出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:長野県)	事故品は、被害者がシャワーを使用する際に給湯スイッチと間違えてふろがまの運転スイッチを押したため空だき状態となり、38年前に設置された製品であるため空だき防止機能は搭載されておらず、火災に至ったものと推定される。	

- 1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
- 2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
- 3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
- 4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2020/04/11	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	兵庫県					○	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を消火した約1時間後、当該製品と当該製品背面の食器棚が燃えているのを発見し、消火した。○当該製品の背面側及び左側の床面に焦げ跡が認められた。○天板の裏面、反射板及び燃焼筒内部にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○しんは消火位置でしん案内筒に固着していた。○置台に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡はなく、当該製品の背面と左側の床面に焦げ跡があることから、製品に起因しない事故と推定される。	
2020/04/04	2022/01/18	石油ファンヒーター(開放式)	千葉県					○	使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、住宅を全焼した。(事故発生地:千葉県)	事故品は、給油時にカートリッジタンクからこぼれた灯油が高温状態の燃焼部等にかかり、火災に至った可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	
2020/04/03	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	大阪府					○	使用中の石油ストーブ付近から異音が生じて出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:大阪府)	事故品は、しんが正常な高さまで上がっておらず、しん案内筒内部に多量のすすが付着していたことから、日常的に不完全燃焼が起こっていたと考えられ、堆積したすすによって1次空気の流れが悪くなったことで吹き返し現象が起こり、樹脂部品や置台に堆積していたほこりが燃えたものと推定される。なお、取扱説明書には、「しんを下げすぎて使うとにおいや一酸化炭素の発生原因になる。」「燃焼筒の炎の高さを1~3cmの範囲で使用する。」旨、記載されている。	
2020/03/22	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	愛知県					○	(火災)当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品をマッチで点火し、火がついたマッチを置台に置いたところ、置台から火が上がった。○当該製品は置台が焼損し、内部全体に多量のすすが付着していた。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まっていたが、緩みが認められ、油受皿の上部に灯油のこぼれた跡が残っていた。○しんは、対震自動消火装置が作動した位置に下がっており、異常は認められなかった。○油受皿に孔食はなく、置台に油漏れは認められなかった。○置台に焼損したほこりが残存していた。●当該製品は、置台が焼損した状態であり、燃焼部に異常燃焼の痕跡はなく、油受皿に油漏れは認められないことから、点火に使用したマッチの火が置台に置かれた使用済みマッチや堆積していたほこりに着火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「マッチの燃えかすを、置台の上に置かない。火災原因になる。」旨、記載されている。	
2020/03/20	2022/01/18	石油ファンヒーター(開放式)	京都府			1		○	石油ストーブ付近から出火して周辺を焼損し、火傷を負った。(事故発生地:京都府)	事故品に出火に至る異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	

- 1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
- 2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
- 3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
- 4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2020/02/16	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	佐賀県			1		○	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を点火して就寝し、約5時間半後に使用者が当該製品及び周辺が燃えていることに気付いた。○外観は全体的に焼損が著しく、点火つまみ等の樹脂部品は焼失していた。○しん調節つまみはほぼ最大点火位置であったが、しんが劣化しており、しんの高さは火力を絞った状態となっていた。○燃焼筒は右側底部が点火ヒーターに載って傾いた状態で使用されており、ガラスが溶融していたが、すずの付着は認められなかった。○燃焼筒及び天板の裏側に、すずの付着は認められなかった。○カートリッジタンクの焼損は著しかったが、膨らみは認められなかった。○油受皿に腐食は認められず、底部にすずの付着は認められなかった。また、しん調節器の右背面側にあるガス抜き弁(対震自動消火装置作動時の固定タンクの内圧開放弁)周辺に、すずの付着は認められなかった。○置台表面にほこりやマッチ等はなく、異常燃焼を示す痕跡は認められなかった。○当該製品は1986年製造で、使用者は当該製品を2020年1月に譲り受けた。●当該製品は、燃焼筒が正常に載っていない状態で、火力が絞られた状態で燃焼を続けたことで油受皿が熱せられ、しん調節器のガス抜き弁から出た未燃ガスに引火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「燃焼筒が正しくセットされていることを確かめる。」、「就寝時は火が完全に消えていることを確かめる。」旨、記載されている。	
2020/02/10	2022/01/18	石油ファンヒーター(開放式)	宮城県					○	使用中の石油ファンヒーターから出火し、床を焼損した。(事故発生地:宮城県)	事故品に異常は認められず、被害者が火を消さずにカートリッジタンクを抜き、本体の横で給油した際に灯油が溢れて引火したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2020/02/09	2022/01/18	石油ファンヒーター(開放式)	埼玉県					○	使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:埼玉県)	事故品に出火に至る異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	
2020/02/01	2022/01/18	石油ファンヒーター(開放式)	千葉県					○	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○衣類が天板上に乗った当該製品を使用中、当該製品付近から火が出たとの使用者の申出内容であった。○当該製品の前方の床に焼損した衣類があった。○当該製品の外観は、フロントパネル上方及び天板前面が黒く焼損し、フロントパネル上方の操作パネルが内部に焼け落ちていた。○カートリッジタンクの油量計及び給油口の口金は破損しておらず、膨張もしていなかった。○外筒、燃焼リング、下部燃焼筒及び送風筒にすずの付着は認められなかった。○基板の一部に焼損痕跡が認められたが、欠損はなく、基板から出火した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク内に残存していた燃料は灯油であった。○過熱防止装置の導通に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

- 1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
- 2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
- 3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
- 4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2020/01/28	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	愛知県					○	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全体が著しく焼損していたが、燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しん調節つまみは、対震自動消火装置が作動した位置にあり、しんは消火位置まで下がっていた。○カートリッジタンクに膨れ等の変形はなく、口金は締まっていた。○油受皿に油漏れは認められなかった。○置台のしん案内筒部分に過熱の痕跡はなく、吹き返し現象による出火ではなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2020/01/25	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	大阪府					○	(火災)当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○使用者が当該製品を使用中、カートリッジタンクを抜いて給油し、カートリッジタンクを当該製品まで運ぶ途中で転倒した際、カートリッジタンクの蓋が開き、灯油が当該製品に掛かったとの申出内容であった。○カートリッジタンクは蓋が閉まった状態で当該製品の左奥で発見された。○天板の裏面、反射板の上部及び燃焼筒の外炎筒と内炎筒下部にすすの付着は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは消火位置まで降下しており、異常は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に腐食等による油漏れの痕跡は認められなかった。○置台の表裏面に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2020/01/04	2022/01/18	石油ストーブ(開放式)	京都府					○	使用中の石油ストーブ付近から出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:京都府)	事故品に出火に至る異常は認められなかったが、詳細な使用状況が不明であり、原因の特定はできなかった。	

- 1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
- 2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
- 3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
- 4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病